

公 告

次のとおり（条件付）一般競争入札に付します。

令和 2 年 7 月 20 日

収支等命令者

佐賀県農業試験研究センター所長 鍵山 勝一

1 入札に付する事項

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 品名及び数量 | 振動試験機 一式 |
| (2) 調達物品の仕様等 | 入札条件書（仕様書）による |
| (3) 納入期限 | 令和 2 年 11 月 13 日（金曜日） |
| (4) 納入場所 | 佐賀市川副町南里 1088 佐賀県農業試験研究センター |
| (5) 入札方法 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有し、県内に本・支店、営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与している等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 入札参加届を提出していない者は、入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記2(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ、下記へ持参して提出すること。

入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

電話 0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp

申請書様式の入手先

上記の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(2)(1)については、令和2年7月27日(月曜日)までに申請書を提出し、入札日までに競争入札参加資格の認定を得ること。

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別に定める「入札参加届」令和2年8月3日(月曜日)17時までに5(1)の部署へ持参し、又は郵送(令和2年8月3日(月曜日)17時必着)すること。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください

5 入札書の提出場所等

(1) 入札条件書(仕様書)の交付場所及び問い合わせ先

〒840-2205 佐賀県佐賀市川副町南里1088

佐賀県農業試験研究センター 総務課・糸山公一

電話 0952-45-2141

E-mail nougvoushikensenta@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書(仕様書)の交付方法

佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記の部署で随時交付する。(土曜日及び日曜日を除く9:00~17:00まで)

(3) 入札日時及び場所

令和2年8月6日(木曜日) 15時

佐賀県農業試験研究センター 講堂

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することも

あるので、事前に(1)の部署に確認すること。

6 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札

ア 入札に参加する者は、入札日の15時までに必ず到着していること。

イ 代表者が出席できない場合は、委任状を提出し、代理人が出席すること。

ウ 再度入札を行うこともある。

エ その他「佐賀県財務規則」による。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法(明治29年法律第89号第95条(錯誤))により無効と認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 入札金額(総額)が、入札書比較価格(税抜きの予定価格)以下で、最低の価格でもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め3回を限度）を行う。

（8）提出書類

ア 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

イ 提出された書類は返却しない。